平成２４年（フ）第２９１号
宮城県名取市増田１丁目13番50―108号　レオパレスサクスィード、従前の住所宮城県名取市飯野坂字南沖90番地の１　レオパレスフルールヴィル203号
債務者　佐々木正樹
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
茨城県日立市滑川町２丁目18番13―405号
債務者　赤上　久子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第３５号
茨城県北茨城市磯原町磯原３丁目６番地
債務者　佐竹　暁人
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第４７号
茨城県高萩市大字島名2332番地の２
債務者　武藤吉二三
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５０号
茨城県日立市鹿島町１丁目７番６号
債務者　倉林　　浩
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１２３４号
大阪市生野区舎利寺２丁目16番６号
債務者　吉川延良こと　梁　　義典
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８１号
大阪府豊中市宝山町１番19号
債務者　荒井　進一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０４号
大阪府八尾市若林町１丁目52番地の２　ツツレジデンス207号、前住所大阪府八尾市若草町１番１―508号
債務者　楠　　洋輔
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１４号
大阪府八尾市太子堂１丁目５番41号
債務者　伊原　久子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１４号
大阪府豊中市夕日丘２丁目15番５―105号
債務者　岸本　直機
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６９１号
大阪府茨木市真砂２丁目16番43号
債務者　浅井　悠童
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７３５号
大阪市東淀川区東淡路４丁目12番８号　エンジェルコート303号
債務者　高岡　美佳
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６１号
大阪市都島区善源寺町１丁目９番１号
債務者　モハラエンターテインメントこと　髙島小百合
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６５号
大阪市北区天神橋２丁目２番14―1203号
債務者　浦本　利一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８８号
大阪市東淀川区豊新４丁目２番５―106号
債務者　井手ノ上文子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９３号
大阪市西成区千本北１丁目３番18号ファミリーハイツ４ＦＤ２号
債務者　松永　竜一
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７０号
大阪府門真市新橋町17番20号
債務者　川野　澄生
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部